

令和7年度 商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の減免について

中古自動車販売業者が所有する「商品中古自動車」には、申請により自動車税(種別割)が減免となる制度があります。

1.商品中古自動車とは？(減免の対象となる自動車)

減免の対象となる「商品中古自動車」とは、下記の(1)(2)のいずれの要件も満たすことについて、日本自動車査定協会により証明された自動車です。

- (1) 中古自動車販売業者が、令和7年4月1日現在で商品として所有※₁し、かつ、展示している(修理等のために展示できないものはこの限りでない)こと。
※₁4月1日現在所有とは、実際には3月31日までに名義変更が終了しているものとなりますので、4月1日に名義変更した車両は減免申請の対象に含まれません。
- (2) 令和7年4月1日現在で所有者名、使用者名がともに減免申請者と“同一名義”で登録されている自動車であること。

【減免の対象から除外される車両】

次の自動車は、“商品として所有しているとはみなせない”ため、減免の対象となりません。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 新規登録車(新車・中古車とも) | 自社(自己)のために所有しているとみなします。 |
| ② 試乗車・社用車・代車用車両など | 自社(自己)のために所有しているとみなします。 |
| ③ レンタカー車 | レンタカー事業のために所有しているとみなします。 |
| ④ 軽自動車 | 自動車税(種別割)の課税対象ではありません。 |
| ⑤ 他県登録車 | 定置場の所在する都道府県へお尋ねください。 |

商品自動車制度の悪用による自動車税の脱税は犯罪です。
制度の適正な運用にご協力くださいますようお願いいたします。

2.減免を受けることができる「中古自動車販売業者」

下記の(1)～(3)のすべての条件を満たす中古自動車販売業者(減免申請者)が対象です。

- (1) 令和7年4月1日現在で、減免申請者が古物商許可証を所持していること。
- (2) 減免申請者名義のすべての車両(減免を申請する車両以外の車両を含む)について、令和6年度までの自動車税(延滞金も含む)の滞納がないこと、かつ、令和7年度の自動車税(種別割)を納期限内に納付していること。
- (3) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられたり、地方税法の規定により通告処分を受けた方は、それらの刑の執行が終わり若しくは執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。また、地方税の滞納処分を受けた方は、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

<注意> 納期限内に納付がされていない自動車が1台でもあった場合には、全ての減免申請自動車について減免が受けられませんので、ご注意ください。※令和7年4、5月に廃車した自動車を含む。

3.減免額

自動車税(種別割)年税額の12分の3(3ヶ月分)に相当する額

※4月中に抹消された車は12分の1(1ヶ月分)、5月中に抹消された自動車は12分の2(2ヶ月分)に相当する額です。



1. 商品中古自動車証明申請手続き

【申請先】 (一財)日本自動車査定協会 茨城県支所(茨城県自動車登録センター・2階)
水戸市吉沢町1004-1
☎029-247-3633 ※ご不明な点は、お電話にてお問い合わせください。

【申請受付期間】 令和7年4月1日(火)～4月30日(水) ※土曜日、日曜日、祝日は除く
(送付による受付は4月23日(水)必着)

【申請受付時間】 ●平 日:午前9時～午後4時(12:00～13:00は除く)

【必要書類】 1. **商品中古自動車証明申請書(3枚複写)** ⇒申請用紙は協会にございます。
1枚目:商品中古自動車証明申請書
2枚目:税務事務所(県税事務所)提出用＝商品中古自動車証明書
3枚目:中古自動車販売店の控
※切り離さずにご申請ください。

2. 古物商許可証の写し

※令和2年4月1日以降、初めて商品中古自動車の減免申請を行う販売業者は
「主たる営業所等の届出に関する自認書(査定協会で作成した様式)」をご提出ください。

3. 当該自動車の自動車検査証の写し

※写しがない場合は自動車登録事項等証明書(詳細登録証明書)が必要になります。

※電子車検証においては、自動車検査証記録事項の写しが必要となります。

(A6サイズ相当の電子車検証の写しは不可)

⇒電子車検証の券面には、車検満了日や使用者住所、所有者情報が記載されないため

【証明申請手数料】 申請車両 **1台につき:550 円(消費税込)**
※申請手数料受領後は証明申請手数料の返金致しません。
審査の結果、減免対象とならなかった場合も同様です。

<作成上の注意>

申請書は、**申請車両の課税地**(車検証では使用の本拠の位置)を管轄する**県税事務所**毎に作成し提出してください。
尚、県税事務所違い等の誤記入があった場合は訂正して頂きます。

2. 商品中古自動車証明書の交付について

書類審査にて商品中古自動車であることが確認された自動車の証明書を「査定協会」より
郵送で交付します。尚、減免の対象とならない車両については、申請書より削除致します。

交付期間 令和7年5月15日(木)～5月20日(火)

重要! 交付後は、速やかに減免申請の手続きを行ってください！！



1. 減免申請の手続き

【減免の申請先】 減免対象自動車の定置場を管轄する県税事務所(下図参照)

※複数の減免対象自動車を所有している販売業者で、管轄県税事務所が異なる場合には、それぞれの県税事務所へ減免申請する必要があります。

【減免の申請期限】 **自動車税(種別割)の納期限:令和7年6月2日(月)まで**

【提出書類】
 I. 自動車税(種別割)減免申請書
 II. 商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の減免申請明細書
 III. 古物商許可証の写し
 IV. 『主たる営業所等届出書を提出したことがわかる書類』又は『自認書』

※管轄する県税事務所にお問い合わせください。

※令和2年4月1日以降、初めて商品中古自動車の減免申請を行う販売業者のみ提出が必要です。

V. 商品中古自動車証明書(商品中古自動車証明申請書の2枚目)

⇒査定協会で事前に交付を受けたもの



I、IIの書類については、“茨城県のホームページ”よりダウンロードしてください。

茨城県 自動車税 減免

検索



申請・届出様式
ダウンロード

2. 申請先・お問い合わせ先

県税事務所名 受付時間8:30-17:15	電話番号	所在地	管轄区域
水戸県税事務所	029-221-6605	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 (水戸合同庁舎1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城里町
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町4119 (常陸太田合同庁舎1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生1700-6 (行方合同庁舎1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦県税事務所	029-822-7205	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 (土浦合同庁舎分庁舎1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、 つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、 つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二木成615 (筑西合同庁舎1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、 坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

3. 現地調査の実施について

疑義がある場合、申請車両や展示状況等の調査にお伺いすることがございますのでご協力をお願いします。

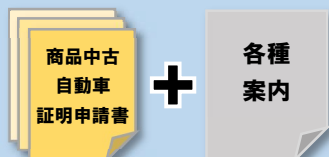
※商品中古自動車であることが確認できなかった場合、申請書より削除することがあります。

商品中古自動車に係る自動車税(種別割)の証明申請及び減免申請手続きの流れ

査定協会での手続き

期限直前は窓口が大変混雑いたします。お早目の手続きをお願いします。

申請準備

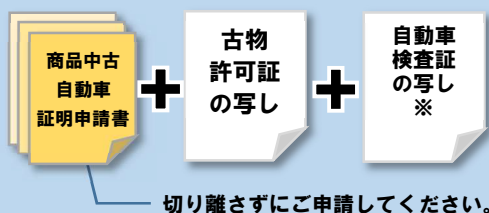


●『商品中古自動車証明申請書(3枚複写)』をご用意ください。
⇒申請用紙は協会にございます。

・各種案内は3月上旬頃配布予定。
☆各種案内等をよくお読みください。

申請手続き

受付期間: 令和7年4月1日(火)～4月30日(水) ※送付受付は4月23日(水)必着



※電子車検証においては、自動車検査証記録事項の写しが必要となります。
(A6サイズ相当の電子車検証の写しは不可)

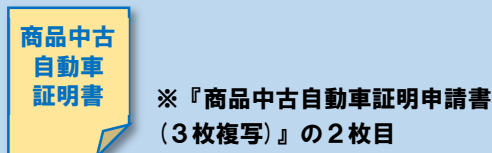
●査定協会へ「証明申請」を行います。

【申請に際しての注意】
一旦受領した証明申請手数料は返金致しません。

虚偽の申請や錯誤による申請に対して、
査定協会は証明内容に関わらず一切の責任を負いません。

証明書の交付

交付期間: 令和7年5月15日(木)～5月20日(火)



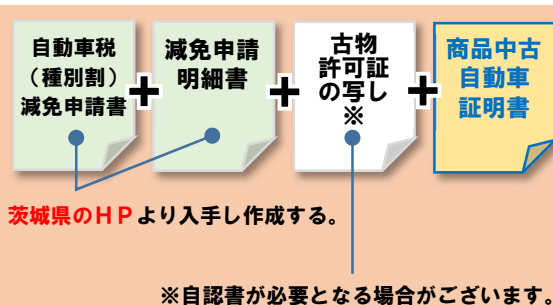
●査定協会では
『商品中古自動車証明書』を郵送で交付いたします。
交付後は速やかに減免申請手続きを行ってください。

管轄県税事務所での手続き

期限直前は窓口が大変混雑いたします。お早目の申請をお願いします。

証明書の交付

申請期限: 自動車税(種別割)の納期限 = 令和7年6月2日(月)まで



●減免申請を受けるための要件をご確認の上、
必要書類を管轄する県税事務所に提出してください。

☆納期限内に納付がされていない自動車が1台でも
あった場合には、全ての減免申請自動車について減
免が受けられません！！

※令和7年4、5月に廃車した自動車を含む。